

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始の公示

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く。))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和元年9月20日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局岐阜国道事務所長 糸野 真一郎

1 業務の概要

(1) 業務名 令和元年度 東海環状山県市尾ヶ洞地区地盤変動影響調査業務(電子入札対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、一般国道475号東海環状自動車道事業における工事の施工による地盤変動に起因する建物等の損傷調査及び費用負担額の算定をするものである。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和2年2月28日まで

2 入札方式等

① 予定価格が1,000万円を超える場合、予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)(昭和22年勅令第165号)第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する。

② 予定価格が100万円を超え1,000万円以下の場合、業務品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格「品質確保基準価格」を設定する。

③ 本業務は、参加表明書の提出及び入札を電子入札システムで行うものとする。

3 指名されるために必要な要件

(1) 参加資格要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

① 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における補償関係コンサルタント業務に係る令和元・2年度の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(②の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

④ 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものと

して、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※ (1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、指名通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。なお、指名通知の日は別表①の日を予定する。

- (2) 資本関係及び人的関係に関する要件
- (3) 業務拠点に関する要件
- (4) 業務実施体制に関する要件
- (5) 入札参加希望者の業務実績に関する要件
- (6) 配置予定主任担当者の資格に関する要件
- (7) 配置予定主任担当者の業務実績に関する要件
- (8) 配置予定主任担当者的手持ち業務に関する要件
- (9) 中立公平性に関する要件

4 入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、入札参加希望者の同種業務の実績ならびに配置予定主任担当者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

5 入札手続等

(1) 担当部局

〒500-8262 岐阜市茜部本郷1-36-1

中部地方整備局 岐阜国道事務所 経理課 契約係

電話 058-271-9812

FAX 058-271-0214

メールアドレス：cbr-keigifu@mlit.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

① 入札説明書等の交付期間：別表②のとおり。

② 交付場所及び方法：「電子入札システム」又は入札情報サービス（PPI）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

入札情報サービスURL：

<http://www.i-ppi.jp/ippi/SearchServices/web/Gyomu/Kokoku/Search.aspx>

(3) 参加表明書の提出期間、提出先及び方法

① 参加表明書の提出期間：別表③のとおり。

② 提出先及び方法：参加表明書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により5（1）まで持参又は郵送等で提出すること。

(4) 入札、開札の日時、場所及び方法

① 入札書の受付期間：別表④のとおり。

② 入札書の提出先及び方法：入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により5（1）まで持参又は郵送等で提出すること。

③ 開札の日時及び場所：別表⑤のとおり。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金：免除
 - ② 契約保証金：免除
- (3) 契約書の作成の要否：要
- (4) 関連情報を入手する為の照会窓口 上記5（1）に同じ。
- (5) 詳細は入札説明書による。

別表

①	指名通知の日	令和 元年10月10日
②	入札説明書等の交付期間	令和 元年 9月20日から 令和 元年10月17日まで
③	参加表明書の提出期間	令和 元年 9月24日から 令和 元年10月 3日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	入札書の受付期間	令和 元年10月18日10時から 令和 元年10月21日16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	令和 元年10月25日10時00分 岐阜国道事務所入札室

入札説明書【簡易公募型競争入札方式】

中部地方整備局岐阜国道事務所の「令和元年度 東海環状山県市尾ヶ洞地区地盤変動影響調査業務」に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く。））に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

令和元年9月20日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局岐阜国道事務所長 糸野 真一郎

1 業務の概要

(1) 業務名 令和元年度 東海環状山県市尾ヶ洞地区地盤変動影響調査業務
(電子入札対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、一般国道475号東海環状自動車道事業における工事の施工による地盤変動に起因する建物等の損傷調査及び費用負担額の算定をするものである。

(3) 業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

- ・地盤変動調査：1式

(4) 成果物

成果物は次のとおりとする。

- ・成果報告書（CD-R） 2部
- ・その他監督職員が必要と認めたもの 1式

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和2年2月28日まで

(6) 担当部局

〒500-8262 岐阜市茜部本郷1-36-1

国土交通省 中部地方整備局 岐阜国道事務所

経理課：契約手続に関すること及び申請書等の作成に関すること。

電話 058-271-9812 FAX 058-271-0214

メールアドレス：cbr-keigifu@mlit.go.jp

2 入札方式等

- ① 予定価格が1,000万円を超える場合、予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する。
- ② 予定価格が100万円を超え1,000万円以下の場合、業務品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格「品質確保基準価格」を設定する。
- ③ 本業務は参加表明書の提出及び入札を電子入札システムで行うものとする。
電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。
なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。ただし、「紙入札方式参加承諾願」については、国土交

通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「公開情報」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札システム」よりダウンロードすること。

紙入札方式参加承諾願は、持参により提出することとする。受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：1（6）担当部局に同じ
- ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

3 指名されるために必要な要件

(1) 参加資格要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- ① 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における補償関係コンサルタント業務に係る令和元・2年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※（1）②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、指名通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。なお、指名通知の日は別表①の日を予定する。

(2) 資本関係及び人的関係に関する要件

参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、中部地方整備局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施

行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(3) 業務拠点に関する要件

岐阜国道事務所管内に営業拠点等を有する者でなければならない。

※営業拠点等とは、岐阜国道事務所管内に技術者が1名以上常駐する本社(店)、支社(店)又は営業所等を有していることをいう。

(4) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

・再委託の内容が、主たる部分の場合

・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

・補償コンサルタント登録規程第2条第1項の別表に掲げる事業損失部門の登録を受けていない場合（ただし、当該部門に係る一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程に掲げる補償業務管理士を有する場合はこの限りではない。）。

※本業務における「主たる部分」は、用地調査等業務共通仕様書第8条に示すとおりとする。

(5) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成21年度以降公示日までに完了した以下に示す同種業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、1件以上の実績を有していること。なお、環境省発注の中間貯蔵施設整備事業（「中間貯蔵施設設置に伴う用地総合

支援業務」、「中間貯蔵施設設置に伴う土地建物等調査等業務」及び「中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務」)に従事し、環境省から業務実績の証明を受けた者については、その業務を実績として認める。また、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、業務の実績のうち地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

同種業務：補償コンサルタント登録規程（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、事業損失部門に係る補償業務

(6) 配置予定主任担当者の資格に関する要件

配置予定主任担当者については、以下のいずれかの資格を有すること。

また、参加表明書の提出期限までに当該登録規程第2条第1項の別表に掲げる部門の登録を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書の提出時に登録規程に基づく「補償コンサルタント登録（新規・更新・追加）申請書」の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに登録を受け、「補償業務管理者証明書」及び「登録通知書」の写しを提出しなければならない。なお、指名通知の日は別表①の日を予定する。

- ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる事業損失部門に係る補償業務管理者
- ・一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年理事会決定、以下「実施規程」という。）第3条に掲げる事業損失部門に係る補償業務管理士

(7) 配置予定主任担当者の業務実績に関する要件

配置予定主任担当者は、平成21年度以降公示日までに完了した以下に示す同種業務（なお、再委託による業務の実績、照査技術者の実績は含まない。）において、1件以上の実績を有していること。なお、環境省発注の中間貯蔵施設整備事業（「中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務」、「中間貯蔵施設設置に伴う土地建物等調査等業務」及び「中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務」）に従事し、環境省から業務実績の証明を受けた担当者については、その業務を実績として認める。また、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、業務の実績のうち地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査等の具体的な業務を同種業務として認める。

同種業務：登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、事業損失部門に係る補償業務

なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）（以下単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。

(8) 配置予定主任担当者の手持ち業務に関する要件

- ① 公示日現在の全ての手持ち業務（本業務は含まない。特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。なお、複数年契約の業務の場合は、当該年の履行高予定額とし、設計共同体における手持ち業務量は、各構成員の分担額とする。

国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が500万円を超える業務をいう。

- ② 本業務の履行期間中は配置主任担当者の手持ち業務量の契約金額合計が4億円かつ手持ち業務の件数が10件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を監督職員に報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置主任担当者を、以下のアからエまでのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

ア 当該配置主任担当者と同等の同種業務実績を有する者

イ 当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者

ウ 平成27年度以降（過去4年間）の地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置主任担当者と同等以上の平均点を有する者又は平成27年度以降（過去4年間）の同種業務における地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が74点以上である者

エ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

(9) 中立公平性に関する要件

本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者（※）は、本業務の履行期間中、本業務の履行箇所に係る用地関係資料作成整理等業務の入札に参加してはならない。また、本業務の履行期間に本業務の履行箇所に係る用地関係資料作成整理等業務の履行期間がある業務を受注している者及びその者と資本面・人事面で関係がある者（※）は、本業務を受注することができない。

※資本面・人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

- ① 一方の会社が他方の会社の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合
- ② 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合

4 参加表明書の提出期間、提出先及び方法

(1) 参加表明書の提出期間：別表②のとおり。

参加表明書の提出及び方法：参加表明書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、以下の点に留意すること。

- ① 電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。
- ② 配布された様式（様式-1～様式-7）及び参考様式を基に作成を行うものとし、文字サイズは10ポイント以上とし、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

なお、提出書類について、別添の様式に示された条件に適合しない場合には、無効とし競争参加資格を与えないこととする。

- ③ 電子入札システムによる参加表明書のファイルの形式については、以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・一太郎 2011 以下
- ・Microsoft Word2010 以下
- ・Microsoft Excel2010 以下
- ・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat10 以下
 画像ファイル JPEG及びGIF形式
 圧縮ファイル LZH形式、又はZIP形式
 ※他の圧縮形式は認めない。

- ④ 複数の書類は、すべてを1つのファイルにまとめ、契約書等印があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼付けること。
- ⑤ プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。
- ⑥ 電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「公開情報」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札システム」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

「紙入札方式参加承諾願」は、持参により提出することとする。受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：1（6）に同じ
- ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで

- ⑦ 事前に紙入札方式の承諾を得た者は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る。）又は託送（※注1）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。なお、電送又は電子メールは受け付けない。また、提出書類は書面に加え電子媒体（CD-R等）に③の形式で作成したファイルを記録したものとす。

- ・提出期間：別表②のとおり
- ・提出先：1（6）に同じ

※注1：「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

- ⑧ 電子入札システムによる提出において、参加表明書の容量が3MBを超える場合には、持参又は郵送等により提出し、提出書類は書面に加え電子媒体（CD-R等）に③の形式で作成したファイルを記録したものとす。なお、持参又は郵送等で提出する場合には、電子入札システムとの分割は認めない。

また、持参又は郵送等にて提出する場合は、下記の内容を記載した書面を電子入札システムにより参加表明書として送信すること。

- ア 郵送等する旨の表示
- イ 郵送等する書類の目録
- ウ 郵送等する書類のページ数
- エ 発送年月日

- ⑨ 参加表明書の押印は、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要である。ただし、紙入札参加者及び指定の容量を超えたため、持参又は郵送等により提出する場合は、押印すること。

(2) 関連資料

- ① 同種の業務の実績として記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム（テクリス）」に先頭から入力順に3つの業務分野に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、配置予定主任担当者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

- ② 優良技術者表彰、優良業務表彰の実績が記載されている資料の写しを提出すること。
③ 配置予定主任担当者の保有資格を証明する書類（補償業務管理者の場合は、「補償コンサルタント登録申請書」、「補償業務管理者証明書」及び「登録通知書」の写し。補償業務管理士の場合は、「補償業務管理士登録証」の写し。）を添付すること。
④ 業務成績の平均点

業務成績平均点は、中部地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づき通知されている結果を使用するものとし、下記算出方法で評価する。なお、業務成績平均点は、小数点第2位を四捨五入の小数第1位止めとする。

また、他機関における同種業務の受注実績がある場合は、その業務に係る契約書等の写しを提出すること。

【企業】平成29年度から30年度末までに（過去2年間）完了した業務のうち、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注業務の補償関係コンサルタント業務の平均業務評定点

【配置予定主任担当者】平成27年度から30年度末までに（過去4年間）完了した業務のうち、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注業務の補償関係コンサルタント業務の平均業務評定点

業務成績平均点に関する問い合わせについては、下記とし各事務所には質問及び問い合わせを行わないものとする。

担当部局

国土交通省 中部地方整備局 用地部 用地企画課 企画係長

電 話 052-953-8105 F A X 052-953-9103

5 入札参加者を選定するための基準

- (1) 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、5(2)「入札参加者を選定するための基準」に示すとおり、入札参加希望者並びに配置予定主任担当者の経験及び能力等を勘案するものとする。なお、指名通知の日は別表①を予定する。

- (2) 入札参加者を選定するための基準

①基本事項（企業）

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
基本事項 （企業）	企業 業績実	平成21年度以降公示日までに完了した同種業務の実績1件を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績を有する。	① 2
	業務成績	平成29年度から30年度末までに（過去2年間）完了した業務のうち、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注業務の補償関係コンサルタント業務の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ① 77点以上 ② 76点以上77点未満 ③ 75点以上76点未満 ④ 下記のいずれかの場合 ・ 60点以上75点未満 ・ 平成29年度から30年度末まで（過去2年間）に、他機関における同種業務の受注実績がある ⑤ 平成29年度から30年度末まで（過去2年間）に、他機関における同種業務の受注実績がない ⑥ 60点未満	① 4 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0 ⑥ 欠格
	企業信頼度 （優良表彰の有無）	平成30年度から令和元年度まで（過去2年間・表彰年度）に、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注業務「補償関係コンサルタント業務」における優良業務表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ①局長表彰の実績を有する。 ②事務所長表彰の実績を有する。	① 2 ② 1
	業務拠点	業務拠点を下記の順位で評価する。 ①岐阜国道事務所管内に本社（店）、支社（店）又は営業所等を有する。 ②上記以外 ※岐阜国道事務所管内：岐阜市、大垣市、関市、美濃市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、海津市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、不破郡関ヶ原町、安八郡神戸町、安八郡輪之内町、安八郡安八町、揖斐郡揖斐川町、揖斐郡大野町、揖斐郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村及び可児郡御嵩町	① 2 ② 評価しない

	地域精進度 (地域での業務経験)	<p>平成21年度以降公示日までに完了した業務における地域での業務経験を下記の順位で評価する。</p> <p>①岐阜地方法務局本局の不動産登記管轄区域における同種業務に関する業務経験を有する。</p> <p>②岐阜国道事務所管内における同種業務に関する業務経験を有する。</p> <p>③上記以外</p> <p>※岐阜地方法務局本局の不動産登記管轄区域：岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、本巣郡北方町</p> <p>ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。</p>	<p>① 2</p> <p>② 1</p> <p>③ 評価しない</p>
	事故及び不誠実な行為	<p>参加表明書提出日において下記の期間内である場合に評価点を減じるものとする。</p> <p>なお、中部地方整備局（港湾空港関係除く。）発注の建設コンサルタント業務等に係る措置に限る。</p> <p>① 該当なし</p> <p>② 文書注意措置後1ヶ月</p> <p>③ 口頭注意措置後1ヶ月</p>	<p>① 0</p> <p>② (-2)</p> <p>③ (-1)</p>

②基本事項（技術者）

評価項目	評価の着目点		配点	
		判断基準		
基本事項	主任担当	業務実績	<p>平成21年度以降公示日までに完了した同種業務の実績1件を下記の順位で評価する。</p> <p>※「休業」を取得した場合は、評価対象期間を延長する。</p> <p>①同種業務の実績を有する。</p>	① 3

<p>業務成績</p>	<p>平成27年度から30年度末までに（過去4年間）完了した業務のうち、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注業務の補償関係コンサルタント業務の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ※「休業」を取得した場合は、評価対象期間を延長する。</p> <p>① 79点以上 ② 78点以上79点未満 ③ 77点以上78点未満 ④ 76点以上77点未満 ⑤ 75点以上76点未満 ⑥ 74点以上75点未満 ⑦ 73点以上74点未満 ⑧ 72点以上73点未満 ⑨ 71点以上72点未満 ⑩ 下記のいずれかの場合 ・ 70点以上71点未満 ・ 平成27年度から30年度末まで（過去4年間）に、他機関における同種業務の受注実績がある ⑪ 下記のいずれかの場合 ・ 60点以上70点未満 ・ 平成27年度から30年度末まで（過去4年間）に、他機関における同種業務の受注実績がない ⑫ 60点未満</p>	<p>① 10 ② 9 ③ 8 ④ 7 ⑤ 6 ⑥ 5 ⑦ 4 ⑧ 3 ⑨ 2 ⑩ 1 ⑪ 0 ⑫ 欠格</p>
<p>技術者信頼度 （優良表彰の有無）</p>	<p>平成28年度から令和元年度まで（過去4年間・表彰年度）に、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注業務「補償関係コンサルタント業務」における優良技術者表彰の経験について、主任担当者あるいは担当技術者として従事した実績を下記の順位で評価する。 ※「休業」を取得した場合は、評価対象期間を延長する。</p> <p>① 局長表彰の実績を有する。 ② 事務所長表彰の実績を有する。</p>	<p>① 4 ② 2</p>

<p>地域精 通度 (地域での 業務経 験)</p>	<p>平成21年度以降公示日までに完了した業務における地域での業務経験を下記の順位で評価する。 ※「休業」を取得した場合は、評価対象期間を延長する。 ①岐阜地方法務局本局の不動産登記管轄区域における同種業務に関する業務経験を有する。 ②岐阜国道事務所管内における同種業務に関する業務経験を有する。 ③上記以外 ※岐阜地方法務局本局の不動産登記管轄区域：岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、本巣郡北方町 ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。</p>	<p>① 3 ② 1 ③ 評価しない</p>
<p>手 持 ち 業 務</p>	<p>公示日現在の全ての手持ち業務（本業務は含まない。特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。なお、複数年契約の業務の場合は、当該年の履行高予定額とし、設計共同体における手持ち業務量は、各構成員の分担額とする。 国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。 なお、手持ち業務とは主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が500万円を超える業務をいう。</p>	<p>数値化 しない</p>

6 非指名理由の説明

- (1) 参加表明書を提出した者のうち指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を電子入札システムにより通知する。
なお、紙入札方式による参加者には書面により通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官に対して非指名理由について、説明を求めることができる。
- (3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。
- (4) 非指名理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ①受付場所：1（6）に同じ
 - ②受付日時：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分～16時00分まで

7 落札者の決定方法

- (1) 予決令第98条で準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契

約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 予決令第85条に基づく調査基準価格を設定する案件において、落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(3) 予決令第86条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局HP（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「公開情報」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行っているので入札参加に際して、必ず確認すること。

8 入札方法等に関する事項

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、場合によっては3回目を執行することがある。なお、やむを得ない場合を除き随意契約には移行しない。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：免除

10 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

1 1 入札の無効等

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けている者その他の開札の時ににおいて3に掲げる要件のない者は、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

また、指名通知を受け、入札した場合においても、図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等（変更分を含む。）の交付を受けていない場合には、入札を無効とする。

1 2 品質確保基準価格

- (1) 予定価格が100万円を超え1,000万円以下の業務においては、品質確保の観点から中部地方整備局が定めた価格（以下「品質確保基準価格」という。）により、その価格を下回った場合は、「1 3 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」と同一の義務付けを行うものである。
- (2) 「1 3 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の記載されている調査基準価格を品質確保基準価格と読み替えて適用する。
- (3) 品質確保基準価格の算出方法は、予決令第85条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。
- (4) 品質確保基準価格を下回る場合の、「1 3 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務（3）再委託」の確認については、「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」確認時に確認するものとする。

1 3 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の（1）から（4）について実施するものとする。なお、（1）から（2）については、開札後速やかに、実施の可否について確認を行うものとする。

（1）増員担当技術者及び配置予定主任担当者の制限

増員担当技術者及び配置予定主任担当者の制限について、次の①及び②を実施するものとする。なお、①により配置する技術者は、「業務実績情報システム（テクリス）」に登録すること。

- ① 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定主任担当者とは別に、以下のアからエまでのすべての要件を満たす増員担当技術者を1名配置することとし、発注者から調査基準価格未滿の連絡があった場合は、その旨が確認できる書面として、当該業務の「配置予定主任担当者の経歴等」及び「配置予定主任担当者の同種業務の実績」記載様式、「増員担当技術者の平成27年度以降（過去4年間）の同種業務の実績一覧」（自由様式）及び一覧に記載した業務の用地関係業務成績評定通知書の写し、配置予定主任担当者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写し、増員担当技術者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写しを提出すること。その上で、すべての要件を満たす増員担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第1項第12号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

ア 配置予定主任担当者の保有している業務実績件数について同種業務ともに同一件数以上の実績を有する者

- イ 配置予定主任担当者の保有している全ての資格（分野及び部門ともに）を有している者
 - ウ 平成27年度以降（過去4年間）の同種業務で地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が76点以上の業務における主任担当者としての経験を有し、技術者成績（照査技術者としての成績は除く。）の平均点が76点以上である者
 - エ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者
- ② 本業務の履行期間中は配置主任担当者の手持ち業務量が契約金額で2億円、件数で5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置主任担当者を、以下のアからエまでのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。
- ア 当該配置主任担当者と同等の同種業務実績を有する者
 - イ 当該配置主任担当者と同等の技術者資格を有する者
 - ウ 平成27年度以降（過去4年間）の地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置主任担当者と同等以上の平均点を有する者又は平成27年度以降（過去4年間）の同種業務における地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が74点以上である者
 - エ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者

(2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した、令和元・2年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆署名とする。また、損害補填の期間は、本業務に係る用地取得が完了するまでとする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、開札後に実施する低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務確認時及び低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに主任担当者と(1)①の担当技術者が出席するものとする。また、作業計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任監督員による履行確認を行うものとする。

1.4 入札説明書に対する質問

(1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、電子入札システムにより提出することとし、提出後電話で通知すること。

また、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な件名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載するなど、他の参加者に自社の参加が知り得る状況となる質問を行った場合には、公正な入

札の確保が出来ないため、その者は入札に参加することができないものとする。

なお、当該質問者が既に競争参加資格を有している場合においては、当該参加資格を取り消すこととする。

紙入札方式の者は、持参又は電子メール（着信を確認すること。）により提出すること。なお、持参又は電子メールで提出する場合、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付先：1（6）に同じ

②質問の受付期間：別表③のとおり

（2）質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより回答するので確認すること。また、下記のとおり閲覧に供する。

なお、紙入札者に対しては別途回答する。

①閲覧場所：岐阜国道事務所 2階 閲覧室

②閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで

1.5 契約書作成の要否

本業務の契約書は、「用地調査等業務請負契約書」により、契約書を作成するものとする。

1.6 支払条件

前金払：有 部分払：0回以内

1.7 火災保険付保の要否：否

1.8 関連情報を入手するための照会窓口

1（6）に同じ

1.9 その他の留意事項

（1）契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得、別冊中部地方整備局電子入札運用基準及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。

（3）同種業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種業務の実績をもって判断するものとする。

（4）本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

上記の「本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連」があるとは、次の①又は②に該当することをいう。

① 本業務を受注した補償コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。

② 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した補償コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。

（5）参加表明書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。

（6）参加表明書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

また、提出された参加表明書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書を無効とする。

- ・参加表明書の全部又は一部が提出されていない場合
- ・参加表明書と無関係な書類である場合
- ・他の業務の参加表明書である場合
- ・白紙である場合
- ・入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ・発注者名に誤りがある場合
- ・発注案件名に誤りがある場合
- ・提出業者名に誤りがある場合
- ・その他未提出又は不備がある場合

(7) 提出期限以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(8) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、午前9時から午後6時まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、国土交通省電子入札システムホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

(9) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、国土交通省電子入札システムホームページでも公開している。

(10) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は下記のとおりとする。

①システム操作・接続確認等の問い合わせ先

- ・国土交通省電子入札システムヘルプデスク TEL 03-3505-0514
- ・国土交通省電子入札システムホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>

②ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

- ・取得しているICカードの認証機関

ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、1(6)へ連絡すること。

(11) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

別表

①	指名通知の日	令和 元年 10月 10日
②	参加表明書の提出期間	令和 元年 9月 24日から 令和 元年 10月 3日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	入札説明書の内容についての 質問の受付期間	令和 元年 9月 24日から 令和 元年 10月 8日までの10時から16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	応募要件の審査の基準日	令和 元年 10月 3日時点 ※提出された書類の審査及び評価をする基準日であり、各項目の基準日は説明書に記載の日付及び年度とする。
⑤	入札書の受付期間	令和 元年 10月 18日10時から 令和 元年 10月 21日16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑥	開札の日時及び場所	令和 元年 10月 25日10時00分 岐阜国道事務所入札室

参加表明書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局
岐阜国道事務所長 殿

住 所

会社名

代表者氏名

令和元年9月20日付けで手続開始の公示のありました令和元年度 東海環状山県市尾ヶ洞地区地盤変動影響調査業務に係る指名競争に参加を希望します。

なお、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条及び71条に規定する者でないこと並びに参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

なお、紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(392円)に相当する切手を貼った長3号封筒を、申請書と併せて提出してください。

※紙入札方式による場合は、代表者印を押印してください。

入札参加希望者の営業拠点等の所在地	
会 社 名	営業拠点等の所在地

※所在を証するものを添付すること。(パンフレット等。)

※営業拠点等を記載する場合は、参加表明書の提出期限日に存在するものに限る。

※営業拠点とは技術者が1名以上常駐する拠点であり、等とは本社(店)、支社(店)あるいは営業所と同様の機能を有する拠点をいう。

入札参加希望者の平成21年度以降公示日までに完了した同種業務の実績

企業名：

業務分類	同種業務			
	土地調査	土地評価	物件	機械工作物
	営業・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償
業務名				
テクリス登録番号				
契約金額				
履行期間				
発注機関名 住所 TEL				
業務の概要				

※業務の実績を1件記載すること。

※業務分類は、該当する業務及び部門に「○」を付すこと。

※業務の概要については、具体的に記述すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判2枚以内に記載する。

※環境省発注の中間貯蔵施設整備事業を業務実績として記載する場合は、業務実績証明書の写しを添付すること。

入札参加希望者の優良表彰の有無及び地域精通度

平成30年度から令和元年度 優良業務表彰（表彰受賞年）			
表彰年度	業 務 名	発 注 者	表 彰 者
地域精通度（平成21年度以降公示日までに完了した業務における地域での業務経験）			
業務地域	業務名（テカリス登録番号）	発注機関	履行期間

※優良業務表彰がある場合、その写しを提出すること。

配置予定主任担当者の経歴等

ふりがな ①氏名		②生年月日		
③所属・役職				
④保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日)				
⑤手持業務の状況(公示日現在)、契約金額500万円を超える業務(ただし、国土交通省所管に係る業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。)				
業務名(テクリス登録番号)	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額
				(契約金額合計 万円)
⑥平成28年度から令和元年度 優良技術者表彰(表彰受賞年)				
表彰年度	業務名	発注機関	表彰者	
⑦地域精進度(平成21年度以降公示日までに完了した業務における地域での業務経験)				
業務地域	業務名(テクリス登録番号)	発注機関	履行期間	

※保有資格を証明する書類として、合格通知書を提出する場合は④の保有資格欄にその旨がわかるように記載し、合格通知書の写しを添付すること。

※手持ち業務とは主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が500万円を超える業務とし、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。なお、複数年契約の業務の場合は、当該年の履行高予定額とし、設計共同体における手持ち業務量は、各構成員の分担額とする。

※優良技術者表彰がある場合、その写しを提出すること。

※評価対象期間に、「休業」を取得した場合は、休業を取得したことを証明する書類を添付すること。

配置予定主任担当者の平成21年度以降公示日までに完了した同種業務の実績

業務の分類	同種業務			
	土地調査	土地評価	物件	機械工作物
	営業・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償
業務名				
テクリス登録番号				
契約金額				
履行期間				
発注機関名 住所 TEL				
業務の概要	(〇〇技術者として従事)			
業務の技術的特徴				
当該技術者の 業務担当の内容				

※業務の実績を1件記載すること。

※業務分類は、該当する業務及び部門に「○」を付すこと。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判2枚以内に記載する。

※環境省発注の中間貯蔵施設整備事業を業務実績として記載する場合は、業務実績証明書の写しを添付すること。

※評価対象期間に、「休業」を取得した場合は、休業を取得したことを証明する書類を添付すること。

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注1：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、分担業務の内容及び備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

注2：なお、業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する。

業務成績についての参考資料

【企業】

平成29年度から30年度末までに（過去2年間）完了した業務のうち、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注業務の補償関係コンサルタント業務の平均業務評定点

該当業務分野	補償関係コンサルタント業務
評点対象登録件数	件
業務成績平均点	点

【配置予定主任担当者】

平成27年度から30年度末までに（過去4年間）完了した業務のうち、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注業務の補償関係コンサルタント業務の平均業務評定点

※「休業」を取得した場合は、評価対象期間を延長する。

配置予定主任担当者氏名：_____

該当業務分野	補償関係コンサルタント業務
評点対象登録件数	件
業務成績平均点	点

※ 記載された登録件数、平均点の根拠となる業務名及び業務成績が解る一覧資料を添付して下さい。なお、業務成績平均点は、少数第2位四捨五入の少数第1位止めとする。

※ 他機関における同種業務の受注実績がある場合は、その業務に係る契約書等の写しを提出すること。